

県内企業採用力・定着力向上支援業務委託 企画提案募集要領

1 業務の目的・趣旨

県内企業の採用担当者等を対象に、企業の採用力や定着力を向上させるためのセミナーを開催することで、県内企業の人材確保・定着及び早期離職防止を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名
県内企業採用力・定着力向上支援業務
- (2) 履行期限
令和9年3月31日（水）
- (3) 業務概要
別添仕様書参照
- (4) 契約上限額
2,999千円（消費税および地方消費税を含む。）
- (5) 契約方法
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項13号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約

3 応募に係る資格要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県の役務の提供等の業務に係る入札参加資格業者である場合には、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者ではないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。

4 委託業務に係る今後のスケジュール

- (1) 企画募集開始
令和8年8月12日（水）
- (2) 企画提案の質問受付期限
8月24日（月）午後5時
- (3) 参加表明書提出期限
8月31日（月）午後5時
- (4) 企画提案書等提出期限
9月7日（月）午後5時
- (5) 受託事業者決定
9月中旬

5 応募方法

- (1) 提出書類（全ての書類を電子メール（PDFファイル）で提出すること）
 - ① 参加表明書【様式1】（※押印不要）
企画提案への応募について別添「参加表明書」【様式1】により、電子メールで受け付ける。送信後に必ず電話確認を行うこと。
 - ② 企画提案書
 - ア 企画提案書提出届【様式2】（※押印不要）
 - イ 事業者の概要【様式3】
➢企業概要等のパンフレットがあれば添付すること。
 - ウ 企画提案書（様式任意）
以下の内容を含む提案とすること。
 - a 企画案
 - ・ 実施業務の概要（業務名、業務の目的・趣旨、実施期間等）
 - ・ 業務内容（本業務の目的・趣旨や仕様書に基づき実施しようとする具体的内容（業務の目的を達成するために効果的と考えられる実施方法等）

- ・ 事業実施スケジュール（仕様書において時期を想定しているが、企業が参加しやすいなど、効果的な実施時期があれば提案すること。）
- ・ 事業実施体制
- ・ 類似業務実績
- ・ 追加提案（参加者増加につながる方策等、今回の業務がより効果的に行われるために、仕様書に示す内容以外の実現可能な企画案があれば、当該内容の提案）
 なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、県と協議の上、県の判断において実施するものとする。

エ 見積書【様式4】

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては、上記「2業務の概要(4) 契約上限額」を上限として積算すること。

オ 誓約書及び役員等名簿【様式5】

上記3(5)について、鹿児島県警本部に照会するために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

カ 県税の未納がないことの証明書

本県に納税義務を有する者にあつては、提出日時点において直近の県税に未納がないことを証明する証明書を提出すること。（写しも可）

(2) 提出方法・提出先

全ての書類は、電子メール（PDFファイル）により「9 提出先」に提出すること。

提出に当たっては、メールの件名を「県内企業採用力・定着力向上支援業務委託企画提案書（事業者名）」とし、送信後、必ず「9 提出先」へ電話により到達確認を行うこと。

なお、データ容量が大きい場合は、必要に応じて産業人材確保・移住促進課がファイル受信システムのURLを送付するので、「9 提出先」へ事前に電話連絡すること。

(3) 提出期限

上記5(1)①（参加表明書）については、令和8年8月31日（月）午後5時まで、上記5(1)②（企画提案書）については、令和8年9月7日（月）午後5時までに提出すること。

(4) 提出の条件

- ① 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- ② 電子メール提出後の企画書の修正は認めない。
- ③ 採用された企画書の使用権は、県に帰属する。
- ④ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ⑤ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ⑥ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ⑦ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- ⑧ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

6 選考・決定（委託契約）方法

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書のみで審査を行う。プレゼンテーション等を行わないが、企画提案の内容について、ヒアリングを行う場合がある。

(2) 提出された企画提案書に基づき、県が設置する選定委員会において、最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上、契約を締結する。

なお、企画提案者が1事業者のみであった場合も、選定委員会で協議の上、契約締結候補者としての決定を行う。

(3) 審査結果は、令和8年9月中旬を目処に文書で通知する。

なお、審査・選定要領や審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。

7 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」【様式6】により、電子メールで受け付ける。（電話による質問は受け付けない。）送信後に必ず電話確認を行うこと。

質問受付期限は、令和8年8月24日（月）午後5時とする。

質問に対する回答は、質問者に対して、電子メールにて行い、併せて、県ホームページにも掲載する。

8 その他の留意事項

当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は、県に帰属するものとする。

9 企画提案書等の提出先

提出先：鹿児島県商工労働水産部 産業人材確保・移住促進課 雇用促進係
（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁10階）

電 話：099-286-3098 メール：sokusin@pref.kagoshima.lg.jp